

第5期（平成23年11月～平成25年10月）

「千代田みらいくる会議」からの報告

平成25年10月

「千代田みらいくる会議」

はじめに

千代田みらいくる会議は、一般廃棄物の減量及び処理について、区民の意見を区の施策に反映させるために設置された区民や事業者の方々に構成する会議です。ここで検討された内容は、区長に報告し、区の施策に活かされることとなります。

前期、第4期に検討し、区長に提言した内容のうち、特に「紙ごみのリサイクル」については、平成23年3月に策定された第3次千代田区一般廃棄物処理基本計画にも盛り込まれ、平成24年11月から区内全域での資源回収が実際に始められています。

今期、第5期では、「リサイクルセンターの活性化と今後のあり方」、「有価物集団回収へ新規参加団体を増やす方策」、「ごみに混ざって捨てられている資源を分別排出してもらう方策」という3点を課題として選定し、検討してきました。

今後も本報告書における委員の皆様の貴重な意見を尊重し、23区内はもちろんのこと、国内そして世界でも先駆的なごみ減量施策に取り組まれていくことを期待します。とりわけ、千代田区は事業系ごみが約9割を占める特異な地域であることから、事業者と区民、行政がいかに協働してごみの減量を図っていくかという課題について、今後のみらいくる会議でもさらに検討し、先進的な事例となるような施策を提言していければと思います。

終わりに、ご多忙の中、本会議にご出席いただいた委員各位に、厚く御礼を申し上げます。

平成25年10月

千代田みらいくる会議
委員長 松本安生

目 次

検討内容	1
1 リサイクルセンターの活性化と今後のあり方について	2
2 有価物集団回収へ新規参加団体を増やす方策について	4
3 ごみに混ざって捨てられている資源を分別排出してもらう方策について	6
これまでの会議及び活動概要	9
千代田みらいくる会議委員名簿	10
資料	11

検討内容

第5期千代田みらいくる会議では、下記3点を課題として選定し、検討を行った。

- 1 リサイクルセンターの活性化と今後のあり方について
- 2 有価物集団回収へ新規参加団体を増やす方策について
- 3 ごみに混ざって捨てられている資源を分別排出してもらう方策について

平成23年11月2日(水)開催の第1回から、平成25年5月20日(月)開催の第7回までに検討した主な内容は、次のとおりである。



1 リサイクルセンターの活性化と今後のあり方について

< 課 題 >

リサイクルセンターの活性化が求められているが、より多くの人に利用してもらえる施設とするためには、どのような機能が望まれているのか、どのような事業を展開したら良いのかといった、今後のあり方についての検討が必要となっている。

< 区の施策等の状況 >

- ・リサイクルセンター鎌倉橋は、内神田2 - 1 - 8、千代田区立スポーツセンターの地下1階にあり、広さは117㎡。
- ・平成13年5月15日に開設され、平成25年で12年目を迎えた。
- ・施設の規模が小さいため、「リサイクルショップ」「再生家具展示コーナー」「リサイクル自転車展示コーナー」「情報コーナー」機能に特化した施設になっている。
- ・毎月第3土曜日にスポット企画として包丁ときを行っている。
- ・登録者のうち約8割(600名)が在住者で、在勤者が150名程度、在学者は4名だけで、年代は50～60代の方が多くなっている。
- ・平成24年9月～25年3月は、工事のため休館し、25年4月にリニューアルオープンした。

< 主な意見 >

リサイクルセンターの施設等について

- ・場所が地下で、暗くて狭い。施設内の段差をなくし、バリアフリーにしてほしい。
- ・良い場所に移れば一番良いが、まずは、ここに行ってみたいと思う施設となる必要がある。
- ・区の様々な環境施策についてお知らせしたり、そういう活動をしている団体の交流拠点となるような場として、環境学習センター開設の検討をさらに進め、そこにリサイクルセンターを併設するとともに、麹町の方にもあると良いという意見もあるので、環境学習センターに併設するものと現在のリサイクルセンターとで、2か所になると良いのではないか。
- ・在勤者やスポーツセンターの利用者に利用・参加してもらうには、18時閉館では早い。19時までなど、開館時間を延長することはできないか。
- ・子どもも大人もお年寄りも来られる、コミュニティのつながりができる施設になれば良い。

広報・PR方法について

- ・民間のリサイクルショップではなく、このセンターを利用してもらうことの意義を、もっと周知する必要がある。区がこのセンターを運営している意義は、ごみの減量の普及啓発であるという観点からの活性化が必要。

- ・年末年始の資源とごみの収集についてのお知らせなど、各戸に配付されるパンフレットに、リサイクルセンターの理念や場所や利用方法なども記載すれば、利用はもっと伸びると思う。
- ・今、どういうものが出品されているかといった情報がどこかで見られると良い。広報紙等に、こういうものが出品されていると掲載してはどうか。全部の品物は無理でも、今は写真を撮ってネットで簡単に情報発信できるので、そういうものを利用すると良い。
- ・大手町に近いという立地から、在勤者にもっと利用してもらえるようにするPRが必要。在勤者にお昼休みに寄ってもらえるようなPRをしてはどうか。

リサイクルセンターで行う事業内容について

- ・他自治体では、リサイクルセンターで、リサイクルに関する講習会やイベントなども行っている。そうすると、従来とは違う層の集客ができ、いろいろな人にセンターを知ってもらえると思う。
- ・在勤者が行ってみたいと思うようなイベントを1回やってみてはどうか。
- ・リサイクル自転車は、月初めに出されても中旬までには売り切れてしまうということなので、中～下旬は、リサイクル自転車の展示コーナーの空きスペースを衣服や本を集めて海外に送るような活動をしているNPO等に貸し出すなど、イベント的なことに利用できると良い。ショップ部分を縮小しても、そうしたイベントができるスペースを作るべき。そういうNPOがその場で活動してくれれば、売れずに残った出品物のうち衣服は、持ち帰らずにそちらに回すこともできるようになる。
- ・リユースの場としてだけでなく、リペア（修理して長く使う）という仕組みもこの施設に持たせることができると良い。秋葉原が近いので、うまくタイアップして、小型家電の修理などができる場となれば、在勤者も利用するのではないか。
- ・在学者の出品登録者が少ない。学生が使うものが、このセンターでうまく回ったら良いと思う。
- ・別々の物を壊してくっつけることで、新しいおもちゃができるとか、そういう子ども向けの講習会があると面白い。
- ・千代田区のリサイクルセンターは「だ」の に入るものを明確にする。「環境学習だ」など、このセンターが今後目指していく先を示せると良い。
- ・在住・在勤・在学者が、この環境学習の場でコミュニティづくりもできれば、レベルの高い環境学習ができる。

< 検討結果のまとめ(提言) >

- (1) 現在の施設のPRを強化し、在勤者やスポーツセンターの利用者などが利用しやすくなるように、開館時間の延長などを検討し、活性化を図る。
- (2) 将来的にはリペア（修理）や環境学習の機能などを取り入れ、環境学習センター（仮称）に併設する等、新たな施設整備を展開していく。

2 有価物集団回収へ新規参加団体を増やす方策について

< 課 題 >

有価物集団回収をしている町会等を支援し、さらに取り組みを広げていくことが求められているが、マンションなどの新たな住民と町会などの既存のコミュニティとの連携が取りにくくなっている中、どのように働きかけたら良いかが課題となっている。

また、事業所から出る資源は対象としていないため、町会に加入している小規模事業所等が、集団回収に参加できないという問題が生じている。

< 区の施策等の状況 >

- ・家庭から出る資源（新聞、雑誌、段ボール、紙パック、びん、缶、古布など）を、町会やマンションなどの住民団体が自主的に回収し、独自に契約を結んだ回収業者に引き取ってもらう形で実施されている。回収頻度も契約で決めることができ、最低でも月1回で、量が多いと週1回というところもある。
- ・区はその活動の支援として、回収量1kgあたり6円の報奨金と、半年ごとの総回収量に応じた助成金を支給している。
- ・手袋、紙ひも、ネット、標識旗などの作業用具も支給している。
- ・昭和49年度にPRや報奨金・作業用具の支給などの支援をし、区が回収する形で始まった。平成12年度に清掃事務が都から区に移管され、集積所での資源回収開始を機に、現在のように各団体が回収業者と契約を結ぶ形になり、区は回収量に応じた報奨金を支給するようになった。平成15年度からは、回収量に応じた報奨金とは別に、実績に応じた団体助成金（基本額）も支給するようになった。
- ・平成24年4月1日現在、活動している団体は、町会が27件、マンション等の団体が39件で、計66団体。（平成25年2月現在：78団体）
- ・区内に300棟以上ある分譲マンションの各管理組合宛てに、平成23年5月、有価物集団回収事業の支援についてのチラシを郵送して、周知を行った。

< 主な意見 >

回収頻度と保管・回収場所の設定について

- ・マンションは、資源を溜めておく場所が確保しやすいが、町会はそういう場所がなくて、参加を諦めるところが多いと思う。回収頻度が高ければ、各戸で溜めておけるので、近くの町会等と連携して同じ業者と契約し、同じ回収日にすれば、回収量が多くなるので回収頻度も高くできるのではないかと。集団回収を実施している各団体の回収頻度などの情報を示してあげれば、その近隣の団体が参加を考えてみようと思うのではないかと。
- ・以前の集団回収は月1回収だったが、今の集団回収は、業者との契約で回収頻度を決められるということをもっとPRしてはどうか。
- ・町会の集団回収の集積所は広くないので、大きなマンションに参加されても町会は困る。大きなマンションにとって、町会の集団回収に参加するのはメ

リットがないので、大きなマンションは単体で集団回収を行い、小さなマンションは町会の集団回収に参加してもらえると良い。

広報・PR方法について

- ・区から集団回収実施団体に支払われている報奨金と助成金が、23区でもトップレベルの金額だということを、もっとPRすると良い。
- ・区の広報紙や、イベント会場等でも、集団回収についてPRすると良い。
- ・町会の婦人部の集まりに、清掃事務所の人に説明に来てもらえると良い。
- ・ストックヤードまで持っていくのは面倒だが、近くの集団回収の場所に出せるなら、古布も資源として出したいという人は多いと思うので、集団回収の品目に、契約によっては古布も入れられるということアピールすると良い。
- ・マンションにチラシを配ったとのことだが、契約書の雛形もありますとか、もっと参加しやすくなるようなチラシに工夫する必要がある。
- ・チラシを配った平成23年5月以降にできた新しい分譲マンションにも売り込みをするなど、PRの新たなルートを開拓していくと良い。マンションの管理人さんが集まる研修などの機会があれば、そこでPRできると良い。
- ・既に参加している団体に、こういうところが不満だとか、良いとかのアンケートを取り、そうして集まった参加者の声をPRに使うと良い。

小規模事業所の参加を認めるかについて

- ・事業所は、ごみも資源も同様に処理費がかかるため分別が進まないところがあるが、集団回収に出せればその分は無料になるので、事業所にとっては分別をするインセンティブになる。特に千代田区のように小規模事業所の多いところでやれば、革新的である。コミュニティをさらに強める一助にもなる。
- ・小規模事業所の参加を認めるというのは画期的であるとは思いますが、市況の変化で無償引き取りでなくなった時や、法人だけで団体を作って参加申請をしてきた場合の対応等、制度設計は難しいと思う。
- ・区から支給される報奨金等は、直接事業者ではなく団体に支払われるので、特に問題はないと思う。町会では、いただいたお金を、町会の法人会員の方も参加する新年会等の費用に充てている。町会としては、事業所とのつながりもできて良いことなので、法的に問題がなければ、ぜひ事業所も参加できるようにしてほしい。
- ・事業所の自己責任で処理することになっている事業系一般廃棄物が町会内に入ってくることは、法的に問題が残るのではないか。

< 検討結果のまとめ(提言) >

- (1) 区の広報紙に定期的に掲載するなど、集団回収の制度や活動状況について継続的にPRしていく。
- (2) 積極的に町会活動をしている小規模事業所の参加については、地域のコミュニティづくりの一助になるという観点から、集団回収のシステムの見直しを検討していく。

3 ごみに混ざって捨てられている資源を分別排出してもらう方策について

< 課 題 >

第3次一般廃棄物処理基本計画で掲げた「ごみ削減目標」・「資源化率目標」を達成するためにも、資源化可能物の分別を徹底し、資源回収量を増やす具体策が求められている。

そこで千代田区では、その他の紙類とプラスチックの資源回収に取り組むこととし、既に平成24年11月から、新たな分別方法による資源回収を区内全域で実施しているが、まだ分別率が低いため、分別排出に協力してもらうための働きかけや工夫が必要となっている。

特に、事業所にごみと資源の分別排出に協力してもらうためには、どうしたら良いかが課題となっている。

< 区の施策等の状況 >

- ・平成24年11月から、シュレッダー紙などのその他の紙類と廃プラスチックの資源回収を開始。（週1回、区内全域集積所回収）
- ・不適正排出をしている小規模事業所に、個別に排出指導を行っている。（平成23年度の排出指導件数：6,036件）
- ・区内の中小事業所を対象とした、ボックス回収方式によるオフィス古紙の共同リサイクルシステム（ちよだエコオフィス町内会）への参加を呼びかけ、支援している。（平成24年11月末現在参加事業所数：435件）
- ・事業用大規模建築物に対して、排出指導を行っている。（平成23年度事業用大規模建築物立入調査件数：321件）
- ・平成20年度から、家庭用生ごみ処理機購入助成制度を設け、生ごみ処理機購入金額の2/3（限度額：3万円、一世帯1台限り）を補助している。（平成24年11月末現在助成実績：4件、計12万円）
- ・平成23年度から、廃蛍光管をストックヤードで、使用済みインクカートリッジを出張所等で回収している。

< 主な意見 >

平成24年11月からの資源とごみの分別の仕方の変更について

- ・11月の燃やすごみの収集量が前月と比べて減となり、効果があったことは良かった。もっと広報して浸透すれば、さらにごみの減量が図られると思う。
- ・燃やすごみ量が減り、資源化が進んだことは良いが、ごみの総量が減ったわけではない。ごみの総量を減らすための取り組みも必要なのではないか。
- ・プラスチックの分別は、排出者にとっては分別の手間が楽になったと思うが、回収後に容器包装と製品プラスチックの選別作業が必要となり、区の処理経費が余分にかかるようになったことはいかがなものか。
- ・ごみの減量効果が表れているということと、選別作業の経費増よりも、ごみ量が減って、区が清掃工場に支払う分担金の額が減った方が大きいということ

とを、区民に伝えていくと良い。

- ・お祭り等の場で分別の仕方をPRする。お祭りではリユース食器を利用する。
- ・自治体ごとに分別の仕方が違うということが、あまり伝わっていないように思う。それが伝わると、なぜ分別しなければいけないのかが分かって、協力を得やすくなるのではないか。
- ・資源として分けて出してもらおうと、こういう形で再生されるということを伝えると良い。

小規模事業所への排出指導について

- ・小規模事業所はテナントの入れ替わりが激しく、チラシ等をポスティングするだけでは伝わりにくい。町会に余分にパンフレットをもらえれば、そうした事業所に渡すようにする。事業所とどう接点を作り、コミュニティを作っていくかが課題である。地道に分別の仕方を伝え、地域がみんなで取り組んでいるという規範を示していく。
- ・パンフレットを戸別配布する際に、小規模事業所にはエコオフィス町内会の案内チラシもはさんで配ると良い。
- ・事業系ごみの有料シールの金額改定は、ごみ排出量の抑制効果があって良いと思う。併せて、エコオフィス町内会への参加を勧めると、事業所にとってはインセンティブになるので、その点を強調して進めると良い。
- ・他区では、区収集の上限日量50kg未満の規定を10kgにすることで、事業所にごみ減量に取り組んでもらうというところもあるようだが、50kgを10kgにというのは大きな変更だと思う。10～50kgの範囲には、いろいろな事業所がありそうに思う。特に飲食店に影響が出るのではないか。
- ・業者収集の事業所が増えると、区内を走る収集車も増え、環境には良くないかもしれない。

生ごみの資源化・減量化について

- ・家庭用生ごみ処理機購入助成制度について、もっと宣伝した方が良い。
- ・パンフレットに「生ごみは水切りをして出して」という言葉を入れてほしい。
- ・生ごみ減量の取り組みは、住宅が多い地域と、千代田区のような事業所が多い地域では、ちょっと違うと思う。千代田区の生ごみの特性を把握する組成調査（事業系と家庭系の割合等を調べる）もすると良い。
- ・生ごみは、そもそも出ないようにする、リデュースの取り組みも大切である。

蛍光灯、小型家電等、新たな資源分別回収にどのように取り組むかについて

- ・小型家電の資源回収は画期的な制度ではあるが、経費を負担するのは各自治体なので、あまり先頭を切って始めず、少し様子を見た方が良い。
- ・水銀の問題で、蛍光灯を燃やさないごみとして処理できなくなった場合、どのような回収態勢を取れば良いか課題となるが、年末年始は別として、普段はあまり出ないものなので、月1回とか集積所回収してもらえれば問題ないと思う。
- ・蛍光灯や小型家電は、販売店や業者が引き取るという考え方も大事である。

< 検討結果のまとめ(提言) >

- (1) リサイクルの前に、リデュース・リユースがまず大事であること、特に、根本的にごみを出さない=リデュースの生活スタイルについて、もっと普及啓発していく。
- (2) ただ分別のルールを伝えるのではなく、回収された資源はどこに行き、どのように再生されるのかを伝え、なぜこの分別に取り組んでいるのかが分かるようにすることで、分別排出への協力を求めていく。



これまでの会議及び活動概要

回数	開催日	主な議題
1	平成 23 年 11 月 2 日 (水)	1 委嘱状交付 2 委員長・副委員長選出 3 「第 4 期みらいくる会議からの報告」について 4 第 3 次千代田区一般廃棄物処理基本計画について
2	平成 24 年 1 月 26 日 (木)	検討課題の選定について
3	5 月 21 日 (月)	課題 1 「リサイクルセンターの活性化と今後のあり方について」の検討
4	9 月 10 日 (月)	課題 2 「有価物集団回収へ新規参加団体を増やす方策について」の検討
5	12 月 10 日 (月)	課題 3 「ごみに混ざって捨てられている資源を分別排出してもらう方策について」の検討
6	平成 25 年 2 月 25 日 (月)	事業化にあたっての課題について
7	5 月 20 日 (月)	第 5 期みらいくる会議からの報告 (案) について
8	10 月 23 日 (水)	区長へ報告書を提出

千代田みらいくる会議委員名簿

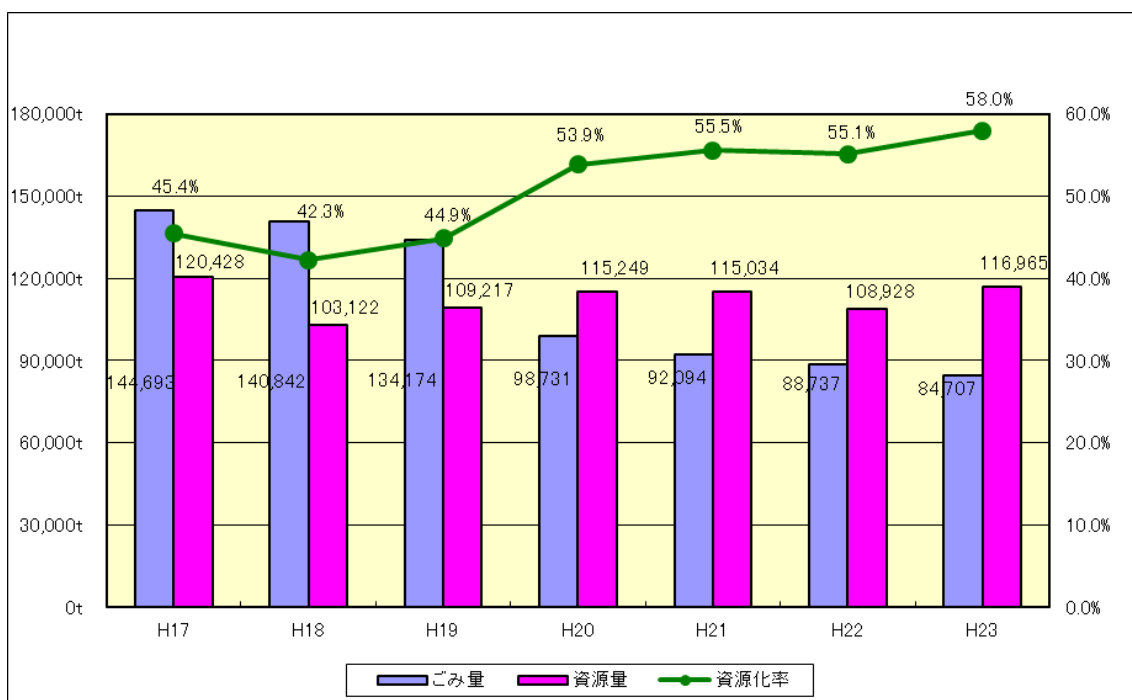
(五十音順、敬称略)

	氏 名	所 属 等
1	石 原 淑 子	神田清掃協力会
2	尾 崎 吉 美	一般社団法人プラスチック循環利用協会
3	菊 田 哲 彦	東京商工会議所千代田支部
4	佐 藤 克 春	一橋大学大学院経済学研究科特任講師 神奈川大学非常勤講師 フェリス女学院大学非常勤講師
5	高 山 剛 一	神田古書店連盟
6	戸井田直人(~H24.3.31) 鎌形 剛(H24.4.1~)	生活協同組合パルシステム東京環境推進室
7	中 村 節 子	ちよだ環境ボランティア
8	中 村 修 和	一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区 まちづくり協議会
9	廣 沢 清 浩	ちよだエコ・オフィス町内会
10	福 井 榮 子	C E S 推進協議会
11	福 地 貞 子	麴町清掃協力会
12	松 本 安 生	神奈川大学人間科学部教授
13	山 村 雅 文	公募委員
14	渡 邊 伊 佐 雄	千代田区商店街連合会

は委員長、 は副委員長

資料

資料1 千代田区のごみ量、資源量、資源化率の推移



資料2 課題検討の際に参照した各事業の実績等

・リサイクルショップの利用実績

年度	登録者数	出品者数(延べ)	出品点数	保管料(円)
平成20年度	493	3,110	26,757	1,095,700
平成21年度	642	3,159	27,531	1,117,000
平成22年度	803	2,991	26,032	1,011,617
平成23年度	758	3,179	27,601	1,117,000

・有価物集団回収の実績

年度	参加団体数	有価物回収量(kg)	支給金額(円)
平成20年度	60	605,374	6,577,244
平成21年度	61	632,632	6,900,792
平成22年度	64	634,737	7,063,422
平成23年度	66	655,439	7,362,634

報奨金 + 団体助成金

・ちよだエコオフィス町内会の実績

年 度	参加事業所数（件） 〔各年度末の件数〕	古紙回収量（トン）
平成20年度	398	365.8
平成21年度	394	294.8
平成22年度	398	300.42
平成23年度	417	276.62

・事業用大規模建築物立入調査の実績

年 度	床面積 3,000 m ² 以上	床面積 1,000 ~ 3,000 m ² 未満
平成20年度	99	46
平成21年度	90	53
平成22年度	283	38
平成23年度	301	20

・家庭用生ごみ処理機購入助成の実績

年 度	助成件数（件）	助成金額（円）
平成20年度	32	895,000
平成21年度	25	693,300
平成22年度	6	179,400
平成23年度	8	195,200

・平成24年11月以降のその他の紙類・プラスチックの回収量の実績

回収品目		H24.11月	H24.12月	H25.1月	合計（トン）
その他の紙類（A）		23.31	36.40	36.90	96.61
プラスチック	容器包装プラスチック	37.46	37.50	37.69	112.65
	製品プラスチック等 （B）	5.25	6.29	6.74	18.28
11月開始施策のごみ削減効果 （A + B）		28.56	42.69	43.64	114.89

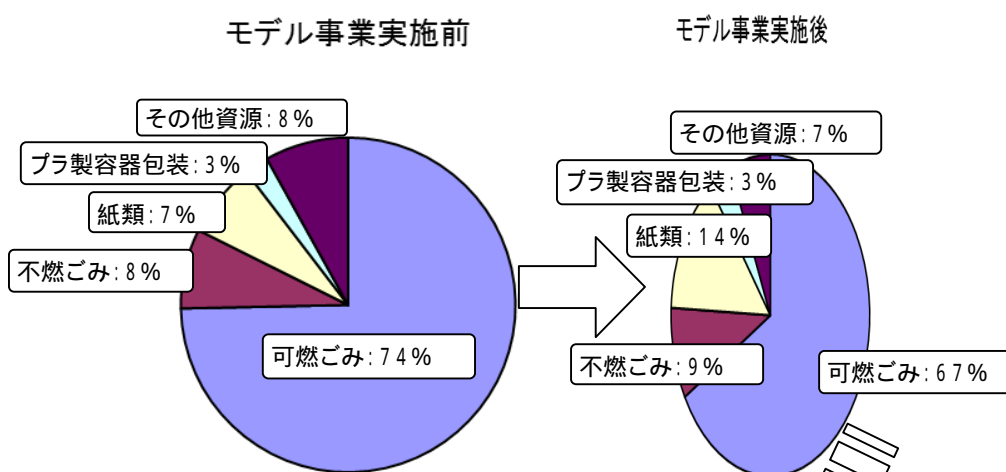
【参考】

	H24.10月	H24.11月	H24.12月	H25.1月
燃やすごみの収集量（トン）	1,330.78	1,235.48	1,414.10	1,283.01

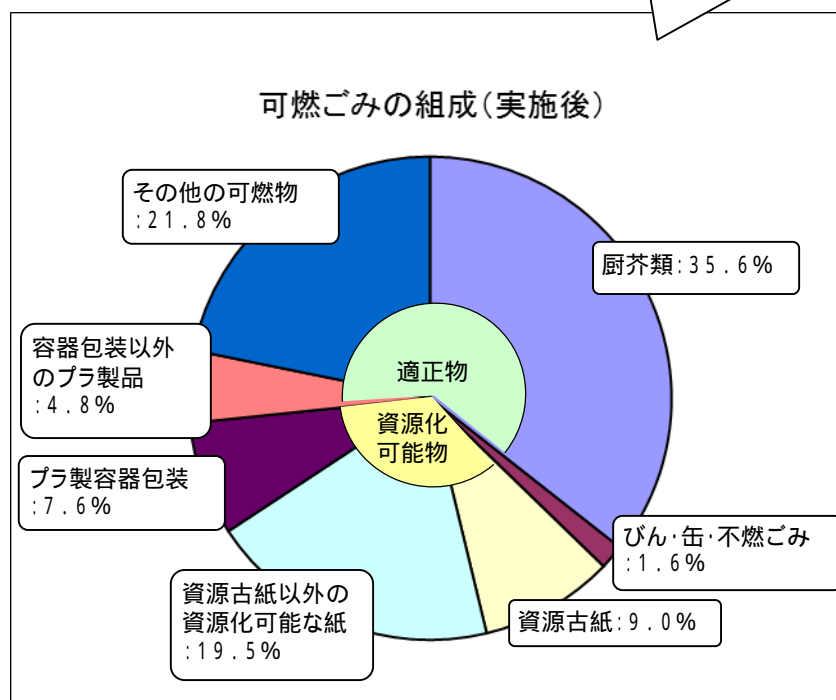
資料3 資源古紙以外の紙の資源回収モデル事業実施前後のごみ組成調査結果
〔調査時期 = 実施前：平成23年6～7月、実施後：平成23年9～10月〕

- ・事業実施前後で、可燃ごみの比率が7%下がり、紙類の比率が7%上がった。
- ・事業実施後の可燃ごみに、資源化可能物がまだ約36%含まれている。

可燃ごみ・不燃ごみ・資源の割合



モデル事業実施後の可燃ごみの組成



資料4 区民会議の設置根拠

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例第7条

(区民参加)

第7条 区長は、再利用等による一般廃棄物の減量及び処理について、区民等の意見を施策に反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 区長は、区民及び事業者との共同による一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議(以下「区民会議」という。)を置く。

3 区民会議の構成、運営等必要な事項は、千代田区規則(以下「規則」という。)で定める。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則第3条

(区民会議の組織)

第3条 条例第7条第2項に規定する千代田区一般廃棄物の減量及び処理に関する区民会議(以下「区民会議」という。)は、区民、事業者、製造者等のうちから区長が委嘱する30名以内の委員で組織する。

2 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、欠員補充による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する規則第4条

(区民会議の運営)

第4条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、区民会議の会務を総理し、区民会議を代表する。

3 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 区民会議は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

6 区民会議の庶務は、環境安全部千代田清掃事務所において処理する。

第5期「千代田みらいくる会議」からの報告

平成25年10月発行

編集・発行 「千代田みらいくる会議」事務局

千代田区環境安全部千代田清掃事務所

千代田区外神田1-1-6

電話番号 (03)3251-0566

*この冊子は、再生紙を使用しています。

